

平成29年度第1回
札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成29年9月1日（金）午前10時開会
場 所：TKPガーデンシティ アパホテル札幌 2階 エメラルド

1. 開 会

○事務局（徳永子ども企画課長） それでは、定刻となりましたので、平成29年度第1回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当会議の事務局を担当しております子ども未来局子ども企画課の徳永と申します。よろしく願いいたします。

2. 委嘱状交付

○事務局（徳永子ども企画課長） それでは、会議の開催に先立ちまして、委員の委嘱についてご説明いたします。

本来であれば、お1人ずつ委嘱状をお渡しするところですが、この後の議事の充実にご協力をいただきたく、あらかじめお手元に委嘱状を交付させていただいております。

なお、委員の任期につきましては、平成29年9月1日から平成31年8月31日までの2年間となっております。

それでは、会議の開催に当たりまして、子ども未来局長の可児からご挨拶を申し上げます。

○可児子ども未来局長 子ども未来局長の可児でございます。

皆様方におかれましては、本当に大変お忙しい中、この子ども・子育て会議の委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。

また、日ごろから札幌市の子ども・子育て施策の推進に当たりまして、多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をかりて厚くお礼を申し上げたいと思います。

さて、新・さっぽろ子ども未来プランでありますけれども、子ども・子育て会議の中で様々な議論やご意見を頂戴し、教育・保育施設の需給計画でもありますいわゆる子ども・子育て支援事業計画を包含する形で、平成27年3月に策定されたところであります。この計画の期間は5年間でありまして、2年が過ぎ、ちょうど中間時期に差しかかっている状況にあります。

また、子ども・子育て支援新制度も始まって2年が経過したということで、皆さんご承知のとおり、保育ニーズに関わる高さは本当に大きいものがあるわけでありまして。今日の議題にもなっておりますけれども、需給計画とも言える札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しにも着手していかなければならないと考えているところです。

また、今日の議題にもありますけれども、昨今、大きな社会問題にもなっております子どもの貧困についても適切に対処していくということから、(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画も策定していかなければならないと考えているところであります。

そういったことから、社会情勢の大きな変化の中で、子ども・子育て会議は、札幌の未

来を担う子どもたちの成長に関わる施策に関しまして、日ごろから子育てに直接関わっている方、あるいは、子育て支援に関わっている方など、本当に様々な立場の方々に委員となっていて議論を交わす仕組みであり、大変重要な役割を担っていただいているものと考えているところであります。

札幌市としましても、新・さっぽろ子ども未来プランの理念に掲げます「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」を実現していくためには、本当に子どもの成長を社会全体が支えていくことでありますとか、あるいは、子どもを産み育てやすい環境を積極的にしっかりとつくっていかねばならないと考えているところであります。

そういったことから、委員の皆さんにおかれましても、それぞれの立場から子どもに関する施策に対しまして、忌憚のないご意見をいただくことが本当にありがたいと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局（徳永子ども企画課長） 可児は、この後、公務がございますので、これで失礼させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をいたします。

事前にお送りした資料のほか、お手元の次第に記載されている資料のほか、机上に委員名簿、座席表のほか、各部会の決議等が必要な事項もございましたことから、資料4、資料5、資料8、資料9を追加配付しております。

事前にお送りした資料も含めまして、資料の不足などはございませんでしょうか。もし資料の不足などがございましたら挙手をお願いいたします。

3. 委員紹介

○事務局（徳永子ども企画課長） 続きまして、委員に就任された方々のご紹介です。

委員名簿に従いまして、座席表の順に時計回りでお一人ずつ簡単に自己紹介いただければと思います。

なお、本日、安藤委員、枝村委員、野寺委員、三浦委員、水岡委員から都合によりご欠席の旨、ご連絡をいただいております。

また、高橋委員が遅参予定であることをご報告いたします。

それではまず、公募委員の内山真理子委員に自己紹介をいただいた後、時計回りの順にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○内山委員 このたび公募委員にさせていただきました内山真理子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡田委員 北海道子育て支援ワーカーズの代表理事をしております岡田光子と申します。

今回、3期目になりますが、まだまだ勉強不足のところがございますので、一緒にここで学んだり考えたりさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○香川委員 このたび公募委員になりました香川美由紀と申します。よろしく願いいたします。

○梶井委員 札幌大谷大学の教員をしております梶井と申します。

専門は家族社会学ということで、これまで子どもにとっての離婚、若者の自立支援、地域社会の中のソーシャルキャピタルというテーマで調査研究をまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

○金子委員 大学で少子化と高齢化の研究をしております金子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○菊地委員 札幌市内の認可保育所及び認定こども園の団体でございます札幌市私立保育園連盟会長の菊地と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○北川委員 今回から委員を仰せつかりました札幌市自立支援協議会子ども部会の部会長をしております北川です。

自立支援協議会子ども部会は、障がい児に関わる子どもたちと家族の支援者が札幌市において、障がいがあっても本当に幸せに暮らせるように、色々な母子保健から教育、福祉、色々な方々が集まって会議を開いています。どうぞよろしく願いいたします。

○品川委員 札幌国際大学短期大学部で保育者養成に関わっております品川ひろみと申します。どうぞよろしく願いいたします。

○柴田委員 学童保育の南区の川沿あすなろ児童育成会代表の柴田と申します。

今、0歳から6歳、6歳から12歳までの幼児期の子どもの育ちは、大人になってからも非常に影響があると言われていて、とても大切な会議だと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○下村委員 札幌市民生委員児童委員協議会、札幌市主任児童委員連絡会の下村と申します。

不登校、虐待等の子どもをお世話させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○巽委員 公募委員で選ばれました巽と申します。

前期の子ども権利委員にもなっております、現在も札幌市の幾つかの審議会の委員も兼務しております。どうぞよろしく願いいたします。

○田中委員 札幌市里親会会長の田中です。

今、厚労省から、家庭養育の重要性ということ色々な形で出ております。それによって、里親会のあり方、施設のあり方の課題を抱えながら様々な問題に取り組んでおります。

今日はよろしく願いいたします。

○中村委員 札幌市の私立幼稚園、それから、認定こども園が加盟しております札幌市私立幼稚園連合会、現在、138園ありますけれども、そちらで副会長を務めさせていただいております中村みどりと申します。今回が初めてとなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○秦委員 札幌市児童養護施設協議会の会長をしております秦と申します。

北区の新琴似ございます興正学園の施設長をさせてもらっております。どうぞよろしくお願ひします。

○平野委員 北海道教育大学札幌校で教員をしています平野と言ひます。

臨床心理士で、子どもや若者の心理発達と心理支援を専門にしています。どうぞよろしくお願ひします。

○前田委員 中村委員と同じく、札幌市私立幼稚園連合会から参りました会長の前田です。

園は、北区の百合が原幼稚園です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○正岡委員 札幌医科大学助産学専攻科、また、保健医療学部も兼務しております正岡経子と申します。

専門は母子看護学と助産学となります。

この委員は初めて拝命いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松田委員 初めまして、札幌市の青少年育成委員連絡協議会の副議長をやっております松田と申します。

今回が初めてなものですから、一緒に勉強させていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○松本委員 北海道大学の松本でございます。

前期に引き続いて、委員を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○三井委員 全国認定こども園協会理事並びに市内で認定こども園の理事長をしております三井有希子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○水戸委員 札幌商工会議所さっぽろ成長戦略推進特別委員会から参りました水戸と申します。

今、女性にとって働きやすい職場づくりという観点も、子どもの育児というものを企業としてどうサポートしていくか、そういった観点で今期から商工会議所としても非常に力を入れて考えている分野でございます。

とは申しまして、私も今回初めての委嘱ということで、まだ事情がのみ込めていない部分ではありますが、ここでの会議をしっかりと商工業の運営にも反映できて、連動して、それぞれの立場から子どもの育児、成長を支えられるような支援ができるように参画させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○箭原委員 札幌市母子寡婦福祉連合会理事長の箭原と申します。

私どもは、ひとり親家庭の生の声を持っておりますので、そちらをこの会議に生かしていけたらなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山田委員 弁護士をしております山田暁子と申します。

弁護士としてはDVを受けてシェルターに避難した女性、それから、お子さんたちの法的な支援を数多く担当させていただいております。

また、3人の子どもの働く母親として11年間保育園にお世話になっておりますので、

そうした観点からも意見を述べさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○吉田委員 連合北海道札幌地区連合会の吉田と言います。

労働組合の団体でございますので、働き方改革というのが今大きな課題になっております。長時間労働を是正して男女が子どもを育てられる環境をつくっていくことが必要だと思っております。

また、最低賃金の引き上げということで、この10月から北海道は786円から810円に引き上げられる予定です。貧困問題も、そういう観点からも取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○若松委員 札幌市中学校長会事務局から参りました札幌市立西岡中学校の若松と申します。

前期に引き続き、お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 事務局紹介

○事務局（徳永子ども企画課長） どうもありがとうございました。

では、事務局について、簡単にお願ひいたします。

○事務局（有塚子ども育成部長） 子ども育成部長の有塚でございます。

札幌市子ども・子育て会議の事務局についてでございますけれども、この会議の庶務につきましても、子ども未来局が担当させていただきます。ただ、議事内容に応じまして、保健福祉局や教育委員会の関係部局にも参加いただき、会議を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5. 議 事

○事務局（徳永子ども企画課長） 次に、会長及び副会長の選任に入らせていただきます。

お手元の資料1の札幌市子ども・子育て会議条例の第6条第1項では、子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定めると規定しております。また、同条第3項で、会長の代理者については会長の指名により決定するものと規定しておりますので、会長及びその代理者である副会長の選任を行います。

まず、会長について、委員の互選により定めとなっておりますが、どなたかご推薦などはございませんでしょうか。

○品川委員 前期の子ども・子育て会議において会長でありました神戸学院大学教授の金子委員を会長に推薦いたします。

○事務局（徳永子ども企画課長） ただいま前期の子ども・子育て会議において、会長でありました神戸学院大学現代社会学部教授の金子委員の推薦がございました。

皆様、よろしいでしょうか。（拍手）

金子委員、よろしいでしょうか。

○金子委員 はい。

○事務局（徳永子ども企画課長） それでは、金子委員に会長をお願いしたいと存じます。大変恐縮ではございますが、金子委員には会長席にお移りいただきまして、ここで議事の進行を金子会長と交代させていただきます。よろしくお願いいたします。

〔会長は所定の席に着く〕

○金子会長 改めて会長に選んでいただきました金子でございます。

先ほど自己紹介のときに少子化と高齢化の研究をしていると申し上げましたが、札幌の場合は特に合計特殊出生率が政令指定都市の中でずっと最下位でございます。やはり、子どもが少ない、そして、それと同時に、児童虐待の相談件数が増えている、さらに、今日も議題の一つになると思いますが、子どもの貧困、親の貧困が重なり合っておりますので、微力ではございますが、この重責を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、私1人では心もとないので、副会長を選ばさせていただきますが、これは子ども・子育て会議条例に基づきまして、会長の指名となっております。

副会長には、前と同じく、札幌大谷大学社会学部教授の梶井委員と、北海道大学大学院教育学研究院教授の松本委員のお2人を指名させていただきたいと思っております。

梶井委員、松本委員、いかがでしょうか。

〔両委員は、了承する。〕

○金子会長 どうもありがとうございます。

それでは、恐縮でございますが、副会長の席に移っていただき、一言、ご挨拶をお願いいたします。

〔副会長は所定の席に着く〕

○梶井副会長 ご指名をいただきましたので、金子会長を補佐する立場でしっかりさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先ほど会長の話にもありましたように、札幌市の子ども環境は様々な課題を抱えておりますけれども、札幌がそれをどう乗り越えていくかが全国のモデルケースにもなっていくのではないかと考えております。そのような重要な会議でございますけれども、力を尽くさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本副会長 改めまして、北海道大学の松本と申します。

前期に引き続いて、このような重責にご指名をいただきましたので、何とか微力を尽くしたいと思っております。

専門にしておりますのは、教育学研究院におりますけれども、子どもの福祉のことを専門にしております。ですから、社会福祉と教育の両方を少しにらみながら研究することになります。特に社会的養護の問題、あるいは、貧困について、少し関心を寄せながら研究しておりますので、何かそういう立場からも少しでもここで貢献ができればと考えております。よろしくお願いいたします。

○金子会長 ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、引き続きまして、議事（２）札幌市子ども・子育て会議の概要について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（徳永子ども企画課長） それでは、札幌市子ども・子育て会議の概要について説明をさせていただきます。

資料２をご覧ください。

まず、当会議の概要ですが、札幌市子ども・子育て会議は、札幌市における子ども施策の推進に必要な事項等について協議する場として、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て会議条例を制定し、平成２５年９月に設置いたしました。

子ども・子育て会議の委員についてですが、定員は３１名で、そのうち、今回は３名の方に公募委員としてご参加をいただいております。任期は２年で、子どもの保護者や子ども・子育て事業の関係者、学識経験者などで構成をされております。

当会議における審議事項について、資料の裏面をご覧ください。

全体会議で審議する事項として主な二つを上に記載しております。一つ目の子ども・子育て支援事業計画の策定、変更と、二つ目の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に関する事項として札幌市の子ども・子育て施策に関する総合計画である新・さっぽろ子ども未来プランを、この子ども・子育て会議でご審議をいただき、平成２７年３月に策定いたしました。策定後は、プランの進捗状況について、点検評価をするとともに、プランを変更する必要がある場合にもこの会議で審議をいただくこととなります。

続きまして、各部会についてご説明をさせていただきます。

特定の分野について、専門的かつ効率的に審議をするため、当会議の下には、現在、五つの部会を設けております。それぞれの部会で審議、議決する事項は記載のとおりですが、簡単に説明をさせていただきます。

認可・確認部会では、幼稚園や保育所などが子ども・子育て支援法に基づく財政支援の対象となる施設や事業であることを確認したり、幼保連携型認定こども園や保育所、地域型保育事業の認可に当たって意見を述べたりしていただくものでございます。

放課後児童健全育成事業部会では、放課後児童健全育成事業のあり方について意見を述べていただくものです。

児童福祉部会では、主に里親の認定などを行っております。

処遇部会では、児童相談所における援助の客観性と専門性の向上を図るため、児童の措置や一時保護に関する内容について審議するものとなっております。

いじめ問題再調査部会では、いじめに伴う重大事態が発生した場合に、第三者機関における調査結果を札幌市教育委員会から市長に報告した後、その結果について、必要があると判断した場合に再調査を行うものです。

なお、各審議事項の番号の横にある星印につきましては、各部会の決議が子ども・子育て会議の決議となる事項をあらわしております。

子ども・子育て会議の概要については以上でございます。

○金子会長 ただいまの概要についてのご説明にご質問がございましたらお出しください。
いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、今、ご紹介にあった各部会の委員及び部会長の指名をさせていただきます。

条例の規定に基づき、私からの指名となりますので、事務局から指名案をお配りさせていただきます。

[指名案を各委員に配付]

○金子会長 それでは、指名案に基づきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局(徳永子ども企画課長) それでは、私から読み上げさせていただきます。

まず、認可・確認部会でございます。

公募委員の内山委員、公募委員の香川委員、札幌市私立保育園連盟会長の菊地委員、札幌国際大学短期大学部教授の品川委員、札幌市私立幼稚園連合会会長の前田委員、全国認定こども園協会理事の三井委員、弁護士の山田委員、また、部会長は品川委員でございます。

次に、放課後児童健全育成事業部会でございます。

札幌市PTA協議会理事の安藤委員、川沿あすなろ児童育成会代表の柴田委員、公募委員の巽委員、札幌市小学校長会会長の野寺委員、札幌医科大学助産学専攻科兼保健医療学部教授の正岡委員、札幌市青少年育成委員会連絡協議会副議長の松田委員、部会長は正岡委員でございます。

裏面をご覧くださいまして、児童福祉部会でございます。

弁護士の高橋委員、札幌市里親会会長の田中委員、札幌市児童養護施設協議会会長の秦委員、北海道大学大学院教育学研究院教授の松本委員、北海道警察本部生活安全部管理官の三浦委員、札幌市私立保育園連盟副会長の水岡委員、札幌市母子寡婦福祉連合会理事長の箭原委員、札幌市中学校長会庶務幹事の若松委員でございます。部会長は松本委員でございます。

次に、処遇部会でございます。

弁護士の高橋委員、札幌市里親会会長の田中委員、札幌市児童養護施設協議会会長の秦委員、北海道大学大学院教育学研究院教授の松本委員、北海道警察本部生活安全部管理官の三浦委員、部会長は田中委員でございます。

最後に、いじめ問題再調査部会でございます。

札幌大谷大学社会学部教授の梶井委員、弁護士の高橋委員、北海道教育大学札幌校准教授の平野委員、部会長は平野委員でございます。

以上でございます。

○金子会長 ただいまの指名案は、審議の専門性、継続性などを踏まえて、こちらで選ば

せていただいております。

案のとおり指名したいと思います。ご意見のある方はいらっしゃいませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、こういう形で今期もまたお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは次に、議事(4)です。

本日の大きな課題でございますが、新・さっぽろ子ども未来プラン平成28年度の実施状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(徳永子ども企画課長) それでは、私から資料3-1、新・さっぽろ子ども未来プランの平成28年度実施状況報告書<実施状況総括>(案)を説明いたします。

このプランは、子ども・子育てに関する総合的な計画として、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間とし、その実施状況につきましては庁内の会議であります札幌市子どもの権利総合推進本部会議のほか、この札幌市子ども・子育て会議を経て市民に公表することとしております。

このプランは、四つの基本目標を定めておまして、事業の点検評価に当たりましては、個別の取り組みや事業の実施状況に加え、あらかじめ成果指標を設定しております。

個別事業の実施状況につきましては、資料3-2としてお渡ししておりますが、本日は、時間の都合もございますので、資料3-1から抜粋し、説明いたします。

まずは、成果指標の状況について、プラン全体の成果指標から説明させていただきます。

2ページでございますが、自分のことを好きだと思う子どもの割合は、前年度から1.5ポイント上昇して64.6%となっております。

また、子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合は、前年度から0.2ポイント上昇して56.1%となっております。

子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合に関しまして、この数値の基となるアンケート結果は8ページに掲載しておりますが、これを分析しますと20代の数値が前年度から16.6ポイント上昇しておりますことから、若い世代を中心に子ども・子育てをめぐる環境の変化や施策の充実が認知され始めているのではないかと考えられます。

2ページの上の基本目標1に関しましては、子どもが回答する全ての項目が前年度から上昇しており、目標値を上回るか、または、目標値に近い数値となっております。

一方で、大人が回答する項目は、前年度を下回っていることから、様々な体験機会や子どもの権利について、世代を問わず社会全体への周知が必要だと考えております。

続きまして、3ページの下の基本目標2に関しましては、仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合が前年度から7.4ポイント上昇しております。ワーク・ライフ・バランスの推進に係る新規事業を多数実施したことや、長時間労働の是正など、働き方を見直そうとする社会全体の動きが影響しているものと考えられます。

また、希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合は、2年連続で低下

しております。待機児童解消のため、保育サービスの整備を進めているところでございますが、それを上回る勢いで保育サービスへのニーズが高まっていることが要因と考えられます。

次に、4ページの基本目標3に関しまして、三つ目の困難を有する若者が自立に向けて支援機関を利用し、職業訓練への参加や進路決定をした割合は、前年度から0.6ポイント上昇しておりますが、依然として平成25年度の現状値を下回る状況が続いております。若者支援総合センターなどにおける若者の社会的自立に向けた総合的な支援をより一層進める必要があると考えております。

最後に、基本目標4に関しまして、市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合は、平成27年度から目標値を超えまして、28年度も順調に数値を伸ばしております。

一方、障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすい街であると思う保護者の割合は、前年度よりも6.4ポイント低下をしております。社会全体で障がいのある子どもたちへの理解を深め、不安を抱える保護者の心情に寄り添いながら支え合う環境づくりを一層進めていく必要があると考えております。

また、今後の生活に不安のある母子・父子家庭の割合は、数値が低いほうがよいという指標になります。前年度から6.1ポイント、7.5ポイントそれぞれ改善していますが、ひとり親家庭のさらなる不安の解消に向けて引き続き支援をしていくことが重要と考えられます。

以上、特に成果指標の結果の低かった施策につきましては、新・さっぽろ子ども未来プランに加え、札幌市の中期実施計画であるまちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015の関連事業についても着実に実施することにより改善を図ってまいります。

また、子どもの貧困への課題に対応するための(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画の策定や、ひとり親家庭への総合的な支援を進めるためのひとり親家庭等自立促進計画(第4次)の策定を平成29年度中に行い、各施策の充実を図ってまいります。

平成28年度実施状況報告書<実施状況総括>の説明は以上となります。

続きまして、資料3-3をご覧くださいと思います。

こちらは新・さっぽろ子ども未来プランの第5章にて定めております札幌市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について説明させていただきます。

まず、教育及び保育分野に関して報告いたします。

資料にあります1号、2号、3号という表記につきましては、資料の下に、簡単ではありますが、説明を記載しておりますので、参考となさってください。

まず、1の(1)に保育分野の状況をお示ししております。そちらの①にニーズ量の状況を記載しておりますが、表の右側の差の数字のとおり、実績値が計画値を大きく上回っております。要因といたしまして、女性の社会進出の機運の高まりや新しく保育所ができるのなら子どもを預けて働き始めたいといった潜在的な需要の喚起などが要因として考えら

れます。以上の状況を踏まえまして、後ほど詳しく説明をさせていただきますが、再調査したニーズ量に基づきまして、事業計画を見直してまいります。

次に、②では、供給量の状況をお示ししています。

こちらは2号の実績値が計画値に達しておりませんが、これは2号の計画上のニーズを満たす供給量を確保した上で、より待機児童の多い3号の供給量の拡大を優先して実施したことによるものです。ただ、ニーズ量の再調査の結果、実績値を大きく上回るニーズが判明いたしましたので、事業計画を見直し、必要な供給量の確保に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、教育分野の状況を2ページの(2)でお示しをしています。

まず、①ニーズ量ですが、こちら表の右側にあります差をご覧くださいますと、1号の実績値は計画値を上回っておりますが、2号の実績値は計画値を下回っております。これは2号教育のニーズが保育所や幼稚園の利用に置きかわっていることが要因として考えられます。数字につきましては、ほかのものと同様に計画の見直しを行ってまいります。

続きまして、②供給量についてですが、1号、2号ともに、実績値が計画値を下回っております。この要因としまして、1号は、供給よりもニーズが小さいため、各幼稚園が定員を減らしたことによるものです。2号は、計画どおりに認定こども園を整備しましたが、各園の定員設定が計画値を下回ったことによるものです。ニーズの再調査の結果、2号につきましては、保育同様に実績値を大きく上回るニーズが判明しておりますので、こちらにつきましても、事業計画を見直し、必要な供給量の確保に向けて取り組みを進めてまいります。

保育・教育分野における進捗状況については以上でございます。

次に、3ページの2の地域子ども・子育て支援事業の需給状況等についてご説明いたします。

まず、(1)についてです。

地域子ども・子育て支援事業につきましては、子ども・子育て支援法において、13の事業が定められておりますが、そのうち二つの事業について、計画の策定段階で国の動向を踏まえながら実施に向けて検討することとしておりまして記載がありません。そのため、記載されていない二つの事業について、この場で事業内容と実施状況をそれぞれご報告させていただきます。

まず、①多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業について、こちらの事業は、平成27年度から実施しておりますが、平成28年度は新たに認可施設に参入した42施設全てに対して相談、助言などの支援を行っております。また、②実費徴収に係る補足給付を行なう事業につきましては、こちらの事業は平成28年度から実施し、生活保護世帯の副食材料費や文房具などの購入に係る費用などを補助しております。

新・さっぽろ子ども未来プランに記載されていない二つの事業の実施状況については以

上でございます。

最後に、4ページと5ページでございますけれども、次の(2)におきまして、新・さっぽろ子ども未来プランに記載されている各種事業の進捗事業を説明させていただきます。

まず、総論といたしましては、①ニーズ量、5ページの②供給量ともに、計画値と実績値では差が生じておりますけれども、現時点におきましては、全ての事業において、ニーズ量の実績値を供給量の実績値が上回っているか、ほぼ同等となっていることをご報告させていただきます。

①ニーズ量の表をご覧ください。

表の右側におけるCの欄において、実績値と計画値の差をお示ししております、その差が発生している理由を一番右端の欄におきまして、ア、イ、ウの三つの類型にまとめて説明をしております。

アは、端的に申し上げますと、計画策定時のニーズが実態より多めに見積もられていることにより差が生じている形です。計画値として計上しているニーズ量は、原則として国から示された手引等に基づき算出したものですが、この算出方法では、ほぼ毎日利用することが前提で算定されていることから、ここで実態との差が生じているものと思われま

す。次に、イでございますが、こちらはナンバー10からナンバー12の3事業が該当します。これらの事業は、そのニーズ量にあわせて全ての利用対象者にサービスを供給しておりますので、計画値が増減してもサービスは対象者全てに実施される内容のもととなっております。

次に、ウでございますが、これはイと異なりまして、ニーズ量イコール供給量となるものではありませんが、利用希望者は全て利用できているという意味では、イと同様の形となります。一部では、計画値より若干多くのニーズが発生しているものの、それを上回る供給量が確保できているという状況となっております。

そして、②供給量の表をご覧くださいと、こちらも表の右側にあるFの欄におきまして、実績値と計画値の差をお示ししております。そして、その差が発生している理由を一番右端の欄におきまして、エ、オ、カ、キの四つの類型にまとめて下に説明を記載しております。

このエ、オ、カ、キのいずれも内容は記載しているとおりでございますが、簡潔に申し上げますと、エは、計画どおりの供給量は確保できていないものの、ニーズを上回る供給はできている事業、オは、計画を上回る供給量を確保し、かつ、ニーズも上回っている事業、カは、実際のニーズ量と同じ量の供給をしている事業、キの放課後児童健全育成事業につきましては、計画を上回る供給量を確保し、かつ、ニーズも上回っていますが、施設単位で発生している過密化の解消を図るべく対応を行うものです。いずれも、原則として供給体制としては整っている状況になります。

以上、札幌市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況をご説明いたしました。

○金子会長 駆け足だったので、ついていけないところもおありだったかとかと思います

が、一つは、基本目標が四つ作られていて、最初にご説明があったのは、基本目標については、市民のアンケート調査によってその現状を評価してもらうということをおやりになって、前年実績値と目標値のずれをご説明されていたわけです。

後半は、そのアンケート調査の評価ではなくて、実際に具体的にどういうことをおやりになっているかをニーズ量という市民の希望に対して市としてどのような施設や人員、お金を含めて供給があったかという対応について、ここまで来ていますという説明だったと思います。昔の言葉で言うと傾向と対策が一覧表として上がっています。細かい数字や事例はここにたくさんありますが、それは時間の関係で省略しますが、昨年度の大まかな傾向と対策についてご説明がありました。

今のご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらどうぞお出してください。

○松本副会長 数字で教えていただきたいのですけれども、資料3-1の4ページ目の基本目標3の成果指標の3です。この数字をどのようにして出したのか、何を何で割ったのか、教えていただけませんか。ほかは、アンケート調査で答えていくということだと思いますけれども、これは何を何で割った数字なのか、わからなかったのです。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の渡辺でございます。

この数字は、札幌市の若者支援総合センターに自立支援ということで登録いただいている方々が進学や就労などに実際に結びついた方々の数字として、登録者を分母として実際に支援に結びついた方々を分子として計算し、この数字となっております。

○金子会長 ほかにございませんか。

○北川委員 質問ですけれども、同じく資料3-1の4ページの基本目標4の成果指標の中で、市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合で62.5%とあるのですが、これに関しても、どんなことに対して62.5%なのか、教えていただきたいと思います。

○金子会長 62.5%の根拠ですね。

○北川委員 先ほど私は障がいのある子どもの代表と申しましたけれども、うちの法人としても社会的養護の里親や、ファミリーホームを推進しており、こんなに数字が高いことに驚いたのです。きっと何か計算の根拠があると思いました。

○金子会長 いかがでしょうか。

○事務局（徳永子ども企画課長） 地域連携課において実績値に基づいて算出しているものと伺っておりますけれども、その具体的な数値のデータが今は手元にはないとのことです。個別の事業の表といたしましては、資料3-2の69ページに184という番号が付されておりますところで、家庭的な養育環境の整備の取り組みを進めているものとして、箇所数が載っております。細かい具体的な数字は、申しわけございませんが、この場には持ち合わせていません。

○金子会長 それでは、後から調べて回答していただけるということでよろしいですか。

○事務局（徳永子ども企画課長） そのようにさせていただきたいと思います。

○金子会長 速やかにお願いいたします。

○秦委員 今回の件に関して、お答えする立場ではないのかもしれませんが、社会的養護を必要とする子どもたちの総数に関して、その子どもたちがどのような環境の中で養育をされているかという意味において、より家庭的養育環境の中で養育されている子ども達が、社会的養護を必要とする子どもたちの養育環境の整備が最近進んでおりますので、現況で62.5%ぐらいとなっていると思います。それは、児童養護施設も含めて環境整備が進んでおまして、グループホーム化や小規模化というような建物の変更、里親委託の推進によって、ファミリーホームを含めた里親家庭で養育される子どもたちの数が近年増加しております。それが総体として62.5%となるのだと思います。まだまだ施設の中には、大舎型施設で生活している従来の生活スタイルの子どもたちもおりますので、この数字になっているのだろうと思います。

○金子会長 貴重なご意見をありがとうございます。

色々なものを足し算して、合わせたらこうなると理解でよろしいですか。

○秦委員 絶対数で割ったら、これになります。

○金子会長 わかりました。

それを含めまして、事務局からご回答をお願いいたします。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

○松本副会長 スクールソーシャルワーカーについて少しお伺いしたいと言いますか、意見を述べたいと思います。

資料3-2の14ページに、スクールソーシャルワーカーの活用とあります。これは札幌市全市で目標値11人、平成28年度の実績が10人とあります。まず、確認ですけれども、常勤ですか、非常勤ですか。非常勤であれば週に何時間ということですか。

○事務局（喜多山児童生徒担当課長） 児童生徒担当課長の喜多山でございます。

札幌市のスクールソーシャルワーカーは、非常勤というか、謝金対応でして、年間1人180時間の配置になっております。

○松本副会長 年間1人180時間というと、週にすると何時間ぐらいでしょうか。

○事務局（喜多山児童生徒担当課長） 週6時間ぐらいと把握しております。

○松本副会長 それで10人ですから、フルタイム換算すると2人弱ぐらいですね。

実は、フルタイム換算をしたときに、札幌市の配置人数は他の政令市や地域と比べてもかなり少ないと思います。計画の中の目標値ですから、今から修正することができるかどうか、わからないですけれども、11人というのは余りにも少ないのではないかと考えています。

次のところで、仮称)札幌市子どもの貧困対策計画の報告があります。私は、前期からそれに多少関わっておりまして、内閣府が出している子どもの貧困対策の大綱、フレームワークでは、最初のところで学校をプラットホームにして学校を場にして子どもに支援ができると。学校の先生がするというよりも学校を場にして、例えばスクールソーシャルワ

ーカーや色々な人員を配置していくということがかなり強調されているのです。そうすると、(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画の中でも、スクールソーシャルワーカーをきちんと位置づけていく、配置していくことがどうしても出てくると思うのですけれども、こちらで目標値が11人となっていますと、齟齬を来すことになるかと思しますので、ここはご検討いただければと思います。

あわせて、今、私の知る限りでは、札幌市のスクールソーシャルワーカーは、事案が発生したら学校から教育委員会に行って、その事案に対してスクールソーシャルワーカーが派遣される形だろうと思います。ただ、人数を増やすだけではなくて、学校に配置されている、つまり、1人で何校かをお持ちになるということからだとおもいますが、うちの学校のソーシャルワーカー、ソーシャルワーカーにしてみると、自分の担当はこの地域、あるいは、この学校となっているほうが地域の諸機関との連携がスムーズで、かつ、何か起こる前に色々な関係をとっていけます。事案が発生したときの対応がよりスムーズかと思しますので、人数と配置の方法は(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画を含めると大きなことになってくるかと思しますので、意見を述べました。

○金子会長 雇用の形態や勤務時間の問題まで含めてのご意見でございました。

事務局からいかがですか。今のご提言について特にございせんか。

○事務局(喜多山児童生徒担当課長) 現状11名を配置しておりますけれども、今ご意見がありましたように、今後は、(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画の兼ね合いも含めまして検討してまいりたいと考えております。

○金子会長 ほかにも幾つか重要な議事がありますので、この件はこれでよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、事務局案を認めていただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 どうもありがとうございました。

次に、議事(5)札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、事務局からご説明をいただきます。

○事務局(伊藤保育推進担当課長) 保育推進担当課長の伊藤でございます。

資料4に基づきましてご説明させていただきます。

A3判横の資料が2枚ついております。

まず、1ページ目の1の子ども・子育て支援事業計画についてに沿いまして、この事業計画の位置づけなどについてご説明いたします。

この計画でございますけれども、子ども・子育て支援法に基づきまして、5年を1期とする教育・保育等の提供体制の確保等について定めることが業務づけられた計画でございます。新・さっぽろ子ども未来プランの第5章に定められております。

近年の保育ニーズの上昇が続く中で、昨年、平成28年10月でございますけれども、

ニーズの再調査としてアンケートを実施しましたところ、現計画を上回るニーズが確認できたことから、国が求める事業計画の見直しを今年度実施することとしたものでございます。

続きまして、右側に参りまして、2の見直しの検討経過でございます。

今年2月に開催されましたこの会議におきまして、ニーズ再調査結果をご報告させていただきました。そして、事業計画を中間年度、今年度でございますけれども、見直すこと、そして、見直し内容の具体的な検討につきましては、この会議の部会となります認可・確認部会において行うことをご承認いただいたところでございます。

部会は、今年3月から8月までの間に合計4回の会議を開催しまして、四つの主な論点を定めて、これに基づいて供給確保策等の見直し案を検討していただいたところであります。そして、本日のこの会議におきまして、資料がその部会において検討した見直し案でございますので、その内容をご審議いただきたいと思います。

続きまして、3の認可・確認部会における検討内容についてでございます。

部会におきましては、四つの主な論点を定めてご議論をいただいたところでございます。

一つ目といたしましては、大幅な保育ニーズの増大への対応でございます。

ここでは、ニーズ量の再調査の結果、明らかとなりました1・2歳を中心とした保育ニーズの大幅な増加に対しまして、既存の幼稚園に保育機能を加えた認定こども園化を最優先の供給量確保策とすることで、3歳から5歳の子どもの保育ニーズのうち、特に供給量の不足するいわゆる2号教育、そして、3歳未満児の保育ニーズである3号の供給量をあわせて拡大すること、それから、女性就業率の上昇に伴う将来的なニーズの増が想定されるところでございますけれども、これにつきましては、平成32年度からの次期計画の策定に向けて実施予定でございますニーズ量の調査等によりまして、影響を見きわめながら対応していくことなどを確認させていただいております。

このほか、国の通知におきまして、新たに供給量として見込むことが認められております企業主導型の保育事業、それから、幼稚園における一時預かり事業を供給量の確保策として新たに盛り込むことについてもご確認をいただいたところでございます。

二つ目でございますが、地域型保育事業の取扱いについてであります。

現行計画におきましては、3号認定児に対する供給量のみが不足した場合には地域型保育事業により優先的に供給量を確保することとしておりました。これに基づきまして、これまで88カ所の地域型の保育事業所を整備したところでございますけれども、拡大に当たりましては、当該事業を卒園した3歳以降の児童を、保育所あるいは幼稚園等に確実に受け入れることが必要となりまして、この確保策がなかなか難しくなっている面もございます。こういったところを踏まえて整備していくべきだというご意見などをいただいたところでございます。

三つ目におきましては、目標年次の在り方についてでございます。

現行計画におきましては、供給量がニーズ量を上回る目標年次を国の指針等に基づきま

して、平成30年4月としていたところでございます。ニーズ再調査結果を踏まえまして、速やかに対応することが求められているところでございます。ここにつきましては、国が今年6月に定めました子育て安心プランにおきまして、待機児童解消に必要な受け皿を平成31年度末までに整備し、遅くとも平成32年度末までに全国の待機児童を解消する目標を掲げております。本市におきましても、この目標を踏まえることについて、確認をいただいたところでございます。

四つ目でございますが、保育士の確保についてでございます。

保育の受け皿の拡大に伴いまして、各保育園において、保育現場の担い手である保育士の確保が困難となっている状況がございます。増大する保育ニーズに対しまして、保育所整備と保育士の確保が供給量確保のための車の両輪でございまして、保育士の人材確保と資質の向上に向けた取り組みをあわせて進めることによりまして、今後の保育の供給量の確保に向けた環境を整備すること、こうしたことの重要性についてご議論をいただいたところでございます。

以上、部会でご議論いただいた上で、後ほどご説明いたします供給量確保の考え方について整理を行ったところであります。

続きまして、2枚目に参りまして、4のニーズ量の状況と現状の供給量との比較についてでございます。

ニーズ量につきましては、国の手引に基づきまして推計した就学前児童数にアンケート調査による利用意向率を乗じることにより算出いたします。就学前児童数につきましては、本市においても年々減少傾向にございまして、今年4月の児童数の確定値を用いまして就学前児童を再算定したところ、現計画から300人弱ほどの減少となりました。一方、利用意向率が現計画より約6%高い結果となっております。

そして、その下の女性就業率上昇のニーズへの影響については、部会においてご検討いただいた点でございますけれども、今回の5.8%という利用意向率の上昇は、近年の女性就業率の大幅な上昇等による影響と思われれます。また、このニーズの再調査におきましては、今後の女性就業率のさらなる上昇分についても潜在的なニーズとして含まれていること、そして、今回、国が女性就業率の目標を打ち出したことにより、この再調査結果を上回る、さらにニーズが上昇することも想定されるところでございますけれども、現時点でこれを具体的に推定することがなかなか困難であるということで、今回の中間見直しにおきましては、ニーズ再調査の結果に基づきまして計画を見直すこととしているところでございます。

そして、ニーズ再調査の結果からニーズ量を算出したのが右の表になります。

現計画と再調査のニーズ量を比較しました3段目のニーズ量の増減、B引くAのところでございますけれども、ここにおきまして、保育が必要な2号、3号のニーズがいずれも現計画を上回っている一方、幼稚園ニーズでございます1号は減少しております。

また、再調査のニーズ量と平成29年4月の供給量を比較した最下段の過不足C引くB

において、不足する2号教育、保育、そして、3号の1・2歳の区分別に必要な供給量を確保していくこととしたいと思います。

続きまして、5番目の供給量確保の考え方と今後のスケジュールについてでございます。

まず、供給量の確保に当たっての考え方でございますけれども、先ほどご説明しました認可・確認部会での検討内容を踏まえた内容としております。このたびの見直しでございますが、現計画の中間年度としての見直しであることを踏まえまして、現計画の基本的な考え方でございます既存施設の活用と区間調整を引き続き維持することとしまして、供給量確保の考え方を再整理しているところでございます。

その整理の内容といたしまして、まず、①はこれまでひとまとめに記載しておりました供給量確保方策の優先順位につきましては、1号、2号、3号別に考え方を明確化したいと考えております。

②としまして、区をまたぐ利用実態を考慮いたしまして、適切な量の区間調整を行うよう配慮していきたいと考えております。

③としまして、認定こども園の定員設定の考え方を明確化いたしまして、幼保連携型認定こども園の場合は1号から3号の定員を定めることを原則としたいと考えております。

④としまして、地域型保育事業につきましては、卒園後の受け皿の状況を踏まえながら拡充することとしたいと考えております。

⑤としまして、新たな受け皿である企業主導型保育事業のうち、地域部分の定員、そして、幼稚園の一時預かり事業の定員を2号、3号の供給量として追加したいと考えてございます。

大きな3番として、保育士確保の重要性を計画上に反映するために、人材確保や資質の向上に向けた取り組みを進めることによりまして、供給量確保に向けた環境整備を推進することを計画の中で明記することとしております。

4番としまして、先ほども触れましたけれども、ニーズの変化に対する柔軟な対応として、将来的な女性就業率の上昇等に伴う計画値を超えた保育ニーズの増に対しましては、必要に応じて迅速、柔軟な対応をすることも明記したいと考えております。この考え方を踏まえまして、今後、区別の需給計画を策定していくことといたしたいと思います。

最後に、右の欄の今後のスケジュールでございますけれども、9月末に開催される認可・確認部会におきまして、今後、認可・確認を予定している事業者に関するご審議をいただくこととしております。この審議の結果によりまして、平成29年度中の整備予定量が確定いたしますので、これをもって平成30年度当初の供給量見込みが出ることとなります。その後、各区別あるいは認定区分別のニーズ量に対しまして、平成30年度から31年度の向こう2年間の供給計画、整備計画を作成していくこととなります。この作成に当たりましては、国の基本指針の改正等の動向を注視しながら進めることとしたいと考えております。

作成しました需給計画につきましては、本会議にご報告させていただくとともに、計画

策定に必要となる庁内手続を経て、来年3月までに計画を策定したいと考えているところでございます。

札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しに係る事務局からのご説明につきましては以上でございますけれども、品川部会長から補足等がございましたらお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○金子会長 品川委員、いかがですか。

○品川委員 特に大きな補足はございません。

○金子会長 ただいまのご説明は、子ども・子育て会議のいわば中心的な事業であります子育て支援事業について、特に保育のニーズが大きくなってきたことに対する対応の仕方として、供給面のお話がたくさんありました。一つは、認定こども園も含めてどのように対応するか、それから、専門の保育士の方をどういうふうを増やしていくか、その両面で増大するニーズに対して札幌市が対応している現状についてのご説明でございました。

ご意見、ご質問はございませんか。

○岡田委員 保育士の数ですけれども、やはり、まだ足りていないという状況が数字からも見てとれるのですが、具体的に札幌市の場合は保育士の数がどのくらい不足しているのかという数字がわかれば教えていただきたいのが一つです。

それから、潜在保育士を掘り起こして保育士を確保しようというお話はこれまでにありましたが、保母時代に保母として働いていて就労経験があり、即実践力になるような人材の方たちの中で、保育士に更新しないで保母のままの方がかなりいらっしゃると思うのです。そういう方たちの保母から保育士への更新について、札幌市で何か働きかけをされているのかどうかをお聞きしたいです。

○金子会長 保育士の数と潜在保育士の掘り起こしに加えて、かつて保母さんと命名されていた方々の保育士への転用についてのお尋ねでございますが、事務局いかがでしょうか。

○事務局（伊藤保育推進担当課長） まず、保育士の不足数ですけれども、基本的に保育所の定員等から考えますと、現在、定員程度の児童数を受け入れることはできておりますので、具体的に保育士が足りないということではなくて、現在、北海道のハローワーク等の保育士の倍率が2倍でございますので、そういう意味では、採用が難しくなっている状況はあると感じているところであります。各業界の皆様方からも、そういう声は寄せられているところでございます。

それから、具体的な確保策としましては、潜在保育士、人材を求めている園のマッチングをする平成28年10月に保育士・保育所支援センターを開設いたしまして、具体的な保育士の掘り起こし等に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○金子会長 ほかにございませんか。

○水戸委員 見当違いな部分もあるのかもしれませんが、企業主導型の保育について

て、当社でも企業内保育をやっているのですが、やはり女性の雇用確保という観点から託児所の検討をする企業がたくさん増えているのですけれども、教育・保育をやったことがない方たちばかりの中で、やはりお子さんを預かることの責任とリスクもあって、やりたくてもそこに踏み込み切れないのです。例えば、企業側に意欲があっても、そういう手法がわからない中で、札幌市でも企業内保育を進めていくのであれば、特にうちもそうですけれども、1カ所の託児所でお子さんが5人とか6人しか来ないわけです。そこで働いてくれる保育士さんに企業として継続的な教育を提供することも難しいですし、安全な運営という点においても、僕らは専門ではないので、なかなか難しいです。そういった企業内保育の先生たち向けの教育機関をつくっていただくとか、近隣の幼稚園や保育所の方に運営のアドバイスをいただけたらとか、具体的なリスクヘッジがないと企業としても取り組めないのです。

ある一方で、自分たちではできないから運営委託をしようとなると、収支が合わなくてやるにやれないのです。僕は、このままだと企業内保育が進んでいかないのではないかと思います。そういった観点で、札幌市内の企業が企業内保育に取り組めるように、札幌市独自の取り組みは検討されているのでしょうか。

○金子会長 これは、これまで議論されなかったと思いますので、市から今のご意見に対してご説明はございませんでしょうか。

○事務局（中出支援制度担当部長） 支援制度担当部長の中出でございます。

今ご指摘の件につきまして、私からお話をさせていただきます。

企業に取り組んでいただきます保育の事業につきましては、従来から取り組んでおります事業所内保育事業は認可事業となります。それから、昨年、平成28年度から国直轄の事業ということで取り組んでおります、先ほども名前を出させていただきました企業主導型保育事業は、国が直接申請の受け付けをして認める、ある意味、運営指導も国が直接やるという制度上の仕切りとなっております。そちらは認可外の施設という位置づけになっておりまして、札幌市としての関与としましては、認可外施設としての届け出を受けて、ほかの認可外施設と同様に、必要な施設、監査、指導に対応していくということでございます。

今、委員からご指摘があった企業の戸惑いや、施設運営を適切に続けていく上で、当然、お子さんを預かるということで、よりよい施設運営に留意したり懸念されることは、まさにごもっともだろうと思います。具体的に、今、何かをここでご紹介できるような形で、市としてサポートしていくという事業は現在ございません。確かに、今、ご指摘を受けまして、その辺のサポートについても、何ができるのか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金子会長 どうぞよろしくお願いいたします。

水戸委員、よろしいでしょうか。

○水戸委員 それから、もう一点、お伺いします。

素人で申しわけないのですが、ここで言う保育・教育の教育は習い事ということでしょうか、言葉の意味がわからなかったのです。

○金子会長 今の質問に対して、事務局からいいでしょうか。

○事務局（中出支援制度担当部長） すごくわかりやすく言いますと、先ほどの1号、2号、3号とありまして、1号につきましては、いわゆる幼稚園です。幼稚園は教育機関でございますので、そこで展開しているものは教育になります。それから、保育はいわゆる保育所でございます。ここから若干ややこしいのですが、世帯の状況としてお子さんを朝から夕方まで仕事をしている間ずっと預かって欲しいお気持ちがありつつ、保育のニーズがありつつ、預かっていただいている間に幼児教育もして欲しいというニーズも実際に増してきております。そのニーズに対しては、先ほど説明の中でも出ていましたけれども、2号でありながら教育ニーズもあるということで、2号教育という言い方をさせていただいております。

わかりにくくて申しわけありませんが、このようなことになっております。

○金子会長 それでは、品川委員、お願いします。

○品川委員 今の件について補足させていただきます。

従来、ここで呼んでいる保育所というのは児童福祉施設で、簡単に言えば、昼間、家庭で保育できないお子さんを必要に応じて預かっていただく施設です。幼稚園というのは、教育機関ですから学校です。ただ、幼保連携型認定こども園や、認定こども園は、学校と保育所が一体になった施設なのです。

今、事務局からややこしいと言ったのは、企業が保育所をつくる場合は、いわゆる事業所内保育所という従来からあるものは、事業所内保育だけれども、今の新制度に中に入ると、実は認可・確認部会を通るのです。そして、公的資金も入るのですが、企業主導型保育所は、国が直轄でやっていて、いわゆる認可されていない認可外のお預かりしますよという保育施設のために、認可・確認部会の中は通らないのです。

ただし、国がこれも確保策の中に入れていいというのは、企業主導型保育事業でも半数までは地域のお子さんを入所させることができること、それから、設立や運営に関しても補助金がある程度入るので、非常にややこしくなっているのです。ですから、この中にはあらわれにくくなっています。

認可・確認部会でも、ただし、そこに入所するお子さんは、どちらにいても、やはり札幌市の子どものなわけだから、その質を確保していくことは考えていかなければいけないので、今後、何らかの策を講じるのが望ましいだろうという意見は出ています。きっと今後何かしらの策が組まれるものと希望しています。

○金子会長 詳しいご説明をありがとうございました。

柴田委員、お願いします。

○柴田委員 1ページの2の見直しの経過がありますが、見直しの視点の一つに入れてい

ただきたいことがありますので、行政の方をお願いしたいと思います。

企業内の保育所に預けているお母さんは、とにかくないから、預かっていただくだけでありがたいと最初は思うのです。ただ、親ですから、やはり保育内容についても、色々出てくるのです。でも、先ほど水戸委員がおっしゃったとおり、お金も出せないで、これで限界です。お金を出せないということは、きちんとした保育観を持った保育者を雇えないということです。全部が全部とは言いませんが、手足も細くて、走ってもすぐ転び、ひもも結べないような、下手したらテレビ保育やゲームもオーケーという企業の保育園も聞いております。私たち学童は、0歳から6歳まで保育園にいた子どもを受け入れているアフターですけれども、働くためには仕方がないから、とにかく6年間我慢して、学童に行ってからもう一回鍛え直してもらいたいと思ってここに来ましたというお母さんがいらっしゃいました。

話を聞きますと、企業内から来た保育園児は、本当にかわいそうな子が多いというのです。0歳から6歳まで、かけがえのない6年間ですが、ちゃんとした保育にならないのです。ですから、今、量が足りているのであれば、お金もかかることですが、質の問題についても、ぜひお願いしたいと思っています。

以上です。

○金子会長 認定こども園のすぐ下に企業主導型保育が明記されておりますので、複数の委員の方々からのご意見をぜひ事務局もご考慮いただきたいと思います。

それでは、時間の関係で先に行かせていただきますが、先ほどの家庭的養護環境の問題で、後日回答と申し上げましたが、児童相談所から現段階での回答がありますので、お話をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○事務局（廣川地域連携課長） 地域連携課長からお答えいたします。

市内社会的養護体制における家庭的養育環境の割合についてでございますが、分母としたしましては、市内の児童養護施設の定員に里親委託数を足したものとなっております。分子につきましては、家庭的養育環境と言われておりますファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、施設の中を分園して小規模グループケア化した施設の定員になります。

以上でございます。

○金子会長 とりあえず、そういうことでございますが、よろしいでしょうか。

○北川委員 聞き取れなかったのですが、里親も分母と分子に入っているということですね。

○事務局（廣川地域連携課長） そのとおりです。

人数でいきますと、574分の359ということで、62.5%になっております。

○金子会長 それでは、今のご説明も含めまして、事務局の説明を了承するということがよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、もう一つ、大きな議事でございますが、（仮称）札幌市子どもの貧困対策計画についてのご説明をいただきます。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の渡辺でございます。仮称）札幌市子どもの貧困対策計画の実態調査の実施結果と素案概要についてご説明いたします。

資料5をご覧ください。

資料5は幾つかございますが、1枚物の実態調査の結果＜概要版＞をご覧ください。

仮称）子どもの貧困対策計画策定の基礎資料とするため、今年6月に公表いたしました実態調査について説明いたします。

まず、1の市民アンケートでは、2歳、5歳、小2の保護者、小5、中2、高2の保護者と子ども、20歳、24歳の若者を対象に実施し、16,326件の配付に対して、9,010件の回収、回収率は55.2%となりました。

掲載しているグラフは、調査結果の一部となりますが、回答のあった世帯全体の数字と、そのうち市民税非課税世帯の数字との比較対比で掲載しております。

保護者の健康状態や子どもの進学への意識など、いずれの項目も非課税世帯において、困難や制約がある傾向が確認されました。

裏に参りまして、実態調査の二つ目として支援者ヒアリングを実施いたしました。支援機関や団体等26カ所を対象に実施しております。

また、3の座談会は、生活保護受給や奨学金利用などを経験した若者を対象に4回実施し、掲載した意見などをいただいております。

これらを踏まえまして、次に、資料5のA3判の資料をご覧ください。仮称）子どもの貧困対策計画の素案概要と記載しているものでございます。

まず、実態調査の結果を踏まえまして取りまとめたものでございますが、計画案の骨子と言える性格のものとして取りまとめております。

1の計画の策定につきまして、国の法律、大綱の趣旨を踏まえ、本市地域の状況に応じた施策の一つとして、子どもの貧困対策の観点から必要な施策を取りまとめた実施計画として策定するものでございます。

本市の特徴としまして、子どもの権利条例を制定しており、なおかつ、子どもの貧困対策計画を単独の計画として策定するのは政令市の中では札幌市が唯一となっております。計画の策定に当たっては、この子どもの権利条例の趣旨も踏まえて策定してまいります。

計画の期間は、平成30年度から34年度までの5年間と考えております。

次に、2の本市の現状では、主な実態調査結果を掲載しております。

なお、実態調査を整理した結果を資料5のうちの別紙としてもお配りしておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

実態調査を受けて整理した計画の基本理念、子どもの貧困の捉え方、計画の対象、取り組みの視点を3に記載しております。

基本理念としては、「すべての子どもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長・発達していく権利が認められています。

札幌市は、子どもの視点に立って、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができるまちを目指して、最善の努力をします。」としております。

次に、この計画では、子どもの貧困をお金がないという経済的な側面にとどまらず、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境、子どもが学び、成長するために必要な参加、経験の機会への様々な不利、制約困難と結びつき、子どものこれから成長や将来的な自立にも影響を与えるものと捉えることとしております。

この計画の対象は、貧困に起因する困難を抱えている、あるいは、将来その恐れのある子ども・若者とその家族としております。

なお、ここでの子ども・若者は、生まれる前の妊娠期から社会的自立へ移行する年齢層として概ね20歳代前半までの年齢としています。

取り組みを進めるに当たっての視点を3点設定しております。

視点1として、困難を抱える子ども・世帯が必要な支援に繋がるための連携や相談体制の充実を図ること、視点2として、現に困難を抱える子ども・世帯はもとより、将来の困難を予防する観点も取り入れ、切れ目のない支援を実施すること、視点3として、特に配慮を要する子ども・世帯へのきめ細かな支援を実施することとしています。

次に、実態調査から確認された課題に基づき、施策の体系を次のように整理しました。

基本施策1は、困難を抱える子ども・世帯を各種の支援事業・施策につなげるための取り組みとなり、それぞれの子どもの貧困対策を進める上で共通して必要なものとなるものと考えております。

基本施策2から4では、子どもの貧困対策に資する事業・取り組みを展開いたします。

また、基本施策5では、社会的養護を必要とする子どもなど、特に配慮を要する子ども・世帯を支える取り組みで一つの整理といたしました。

最後に、5として、計画を推進するため、指標の設定や普及啓発、第三者による検証、子どもの貧困に関わる情報の収集という4点の実施に努めてまいります。

続いて、素案概要の2枚目をご覧ください。

実態調査結果から確認された困難を抱えている世帯の状況、課題と支援の方向性、具体的な施策を整理したものです。

一番左側が実態調査の結果を受けた状況・課題で、七つに整理いたしました。そこから導かれる支援の方向性をその横に、そこから施策体系につなげております。

一つ目の課題は、相談・支援についてです。社会的孤立の傾向にあることや困難を抱えている世帯の把握が難しくなっていること、相談窓口への行きづらさなどが課題として上げられています。このため、支援の方向性を子ども・家庭と関わる様々な関係者が気づき、働きかける体制の充実、情報を届けるための工夫、地域や関係団体などとの連携としまし

て、基本施策1を困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進といたしました。

施策は二つに分けており、施策1-1では、妊娠期から子育て期にかけての相談支援の取り組みや、学校における相談支援などの取り組みを掲載してまいります。

施策1-2では、要保護児童対策地域協議会などとの連携に加え、関係者に子どもの貧困対策への理解を深めていただくための研修の実施などの取り組みを掲載してまいります。

二つ目の課題は、子育てについてです。実態調査から核家族化への進展による保護者の負担増や孤立化の傾向などが確認されました。このため、支援の方向性を産前・産後を通じた子ども、保護者への包括的な支援や、安心して子どもを預け、働ける環境の整備としております。

三つ目の課題は、子どもの学びについてです。授業以外で全く学習しないなど、学習習慣が未定着であったり、授業の理解度にも差がある傾向が確認されました。このため、支援の方向性を学習意欲の向上にも寄与する様々な学習機会の提供や、安心して教育を受けられる環境の整備としております。

四つ目の課題は、居場所・体験についてです。子どもの社会性や生活習慣の定着に向けた学校や家庭以外でモデルとなる大人と関わることができる機会の重要性などが課題として上げています。このため、学校や家庭以外の居場所づくりの促進や多様な学び、交流活動への支援を取り組みの方向性としております。

以上の課題2から4を受けまして、基本施策2を子どもの育ちと学びを支える取組の推進といたしました。

施策として三つに分けており、施策2-1では、課題2に対応するもので、各種の健診事業や子どもの医療費助成、保育サービスなどの取り組みを掲載いたします。

施策2-2では、課題3に対応するもので、各種学習支援の取り組みや就学援助、奨学金などの経済的支援の取り組みなどを掲載いたします。

施策2-3では、課題4に対応するもので、子どもの居場所づくりの推進に向けた取り組みなどを掲載いたします。

五つ目の課題は、若者の社会的自立についてです。世帯状況により進学への意識に差が見られること、人や情報と繋がることのできる居場所などが課題として上げられています。

このため、就学や就労の希望を実現するための支援や、社会的自立に向けた支援の充実を取り組みの方向性としており、基本施策3を困難を抱える若者を支える取り組みの推進といたしました。

施策3-1では、中学校卒業以降の進路支援や就職支援などの取り組みを掲載いたします。

六つ目の課題は、保護者・家庭の生活基盤の確保についてです。教育資金の準備状況に差が生じているなど、世帯の経済状況が子どもに影響を与えていることが上げられています。このため、支援の方向性を保護者への就労支援や各種手当の給付などとしており、基

本施策4を保護者の就労や生活基盤の確保といたしました。

施策は二つに分け、施策4-1では、生活困窮者やひとり親、子育て女性への就労支援などを掲載いたします。

施策4-2では、児童手当、児童扶養手当などの手当給付や、市営住宅への優先入居などを掲載いたします。

七つ目の課題は、特に配慮を要する世帯への支援についてです。社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、生活保護受給世帯は、様々な困難を抱えやすい傾向にあることが課題として上げられます。国の大綱におきましても、これらの子どもを支援の緊急度の高い子どもとして優先的に施策を講じるよう配慮する必要性があるとしており、支援の方向性をこれらの子ども・世帯への生活状況等に応じたきめ細かい支援の実施として基本施策5を特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進といたしました。

施策を三つに分けており、施策5-1では、児童相談体制の強化などの取り組みを掲載した。

施策5-2では、ひとり親家庭への就業機会の創出や日常生活の支援など取り組みを掲載いたします。

施策5-3では、生活困窮者への自立支援や被保護者への就労支援などを掲載いたします。

以上が(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画の素案概要でございますが、この素案概要は、今の段階でまとめた骨子に相当するものでございますので、基本施策の取り組みも項目のみの記載としております。今後、計画案を取りまとめていく中で、具体的な取り組みについて記載していきたいと考えております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○金子会長 ありがとうございます。

大変網羅的でよくまとまった計画になっているかと拝聴しました。ただ、子どもの貧困の問題については、行政ができることは当然限られておりまして、国や、企業、子どもの家族もあわせてこの問題にももう少し目を向けていくことは当然必要になってきますが、現段階では行政としてここまでの網羅的な配慮ができるのは大変すばらしいのではないかとお聞きした次第でございます。

余り時間はございませんが、これは非常に大事な問題で、実はこの先に児童虐待の問題が当然あるのですけれども、そういう意味では、貧困と虐待は非常に結びつきやすいですし、そこまで行くと話が広がるので、それについてはまた別の機会が必要かと思えます。今、ご説明をいただいた(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画についてのご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

○巽委員 この貧困対策計画をわざわざつくったということは、何か重点を置いている問題があるのではないかとと思うのですが、その重点的に支援を考えているものはどれなのか、

お聞きしたいのが1点です。

施策の中には、大体今も行われているものがそのまま載っているようなので、これをわざわざつくったのはこういうことを頑張りますというのはどういうところなのかなと思ったので、それをお聞きしたいと思います。

相談体制の充実を視点1で上げられているのですけれども、子どものライフステージを見るときに、例えば、保育園ですと密着して子育て家庭と関わっているので気がつきやすいと思うのですが、学校へ行ってしまうと先ほど松本副会長が言っていたようにスクールカウンセラーが相談窓口かなと思います。うちの中学校では、週に1回、カウンセラーの方がいらしているのですが、その方が月に1回、小学校にもいらっしゃるような体制になっています。もちろん常勤する時間も増やして欲しいですし、学校ともっと密接に関わることを札幌市としても推進してもらいたいと思います。

学校によっては、カウンセラーが生徒のお母さんから連絡が来たときに、その窓口になるぐらいの感覚で、特にカウンセラーを利用していこうという取り組みが余りなされていないような感じがあります。例えば、私は、中学校にカウンセラーに相談したいですと電話したら、何を相談したいのですかというふうに教頭先生から言われまして、相談内容をここで話さなければいけないのかと思ったのです。カウンセラーの先生とも色々とお話をして、場所によってはすごく利用してくださる学校もあるけれども、全く関わりのないような学校もあると、そういう温度差があるので、そういうところは札幌市がどんどん進めていける部分だと思います。そこはお願いしたいと思います。

以上、2点です。

○金子会長 いかがでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 札幌市で子どもの貧困対策計画を策定することになりまして、初めて策定をする計画ですから、まず、既存の子どもの貧困対策の観点からどのような施策があるのかということを一覧として整理して体系化しました。その項目が今回取りまとめた骨子となっております。

これらの施策を有機的に切れ目のない支援に結びつけていくために力を入れていきたいと考えていることが基本施策1の困難を抱える子ども・世帯を早期に把握して必要な支援にいかにつなげていくかということと考えております。施策1-1、1-2、先ほど学校というお話もありましたけれども、関係機関が連携をとって対策を進めていくようなところを具体的に肉づけして力を入れて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○金子会長 子どもの貧困というのは、当然ながら就学前の子どもと小学校の子どもと中学生以上では、家族の状態も変わりますので、一括して子どもの貧困対策ではありますが、細かくは最低でも三つぐらいのレベルでもう少し配慮されたらいいのかなという感想を持っています。

○松本副会長 実は、昨日、児童福祉部会がありまして、この件についてかなり議論しま

したので、今、ご質問があったことも含めてその議論を紹介させていただければと思います。

あわせて、調査報告がかなり大部でありますけれども、そこについても色々な意見が出ましたので、そのことについてもご紹介させていただきたいと思います。

どこに減り張りがあるのか、重点かということは、昨日も同じことが出ました。それは、これから色々な計画の肉づけをしていくときに、あわせて審議をしていく、ご検討いただく形で行くのだらうと思います。同じようなご質問が出たことは紹介しておきたいと思います。

もう一つは、計画の中で色々なメニューが並ぶのですが、実施体制をどういうふうにつくっていくのか、メニューの中だけではなくて、札幌市の中の体制をどのようにつくっていくのか、特に部局なり課の横断的な形での体制が必要かと思っておりますので、それをどうつくっていくかも計画の中に入れて、実施体制ということは、逆に言うと、見直しやバージョンアップもどういうふうにしていくのかも含めて計画の中に折り込んだらどうかという意見が出たこともご紹介したいと思います。

それで、相談体制の充実に関して、資料5の別紙の19ページをご覧くださいと、相談する相手について、少数ですけれども、「相談する人はいない」という人がいらっしゃいます。ただ、これが非課税世帯とかひとり親家庭のほうが高いということです。

次に、20ページを開けていただきますと、何かのときに面倒を見てくれる人がいるかどうかで、「面倒をみってくれる人はいない」という方が全体で1割強です。やはり、非課税世帯あるいはひとり親世帯のところは高いということで、相談するニーズの高いほうが孤立しがちになります。

一方で、サービスの認知を確認したいのですけれども、資料5実態調査の実施結果の大部のほうの43ページをご覧ください。

このあたりに色々なサービスがどの程度認知されているかがあるのですけれども、どれを見ても「相談先や方法を知らなかった」という方が一定数出てきています。注意しなければならないのは非課税世帯のみの内数で、非課税世帯のほうが知らないことが多いのです。つまり、どのサービスを見てもニーズが高いと思われるところほど知らない、一方で、社会的なところは孤立しがちで、サービスも知らないのです。「相談するのに抵抗感があった」というところもそうですけれども、高いです。数字が低いように見えますけれども、利用する必要がなかったと答えている方が大半ですから、利用する必要がある中で抵抗があったあるいは知らないという方は少し比率が高いことになります。こうしたところは、一つの施策というよりもそれぞれの施策をこういう観点からどう見直していくのかがとても大事だと思います。ですから、子どもの貧困対策というのが一つあるというよりも各施策の中にこういう観点が入っていくというふうに見なしていかないとまずいことだらうと思います。

そのほかにも、例えば、11ページをご覧ください。

一番上のお母さんの勤務の状況と時間ですけれども、例えば、2歳、5歳でも、早朝夜勤勤務をされている方が結構いらっしゃるのです。これは子育ての時間を確保することをどういうふうに考えたらいいだろうかということと結びつきます。実は、こういうことと、サービスの利用は結びついているのではないかという指摘がありました。例えば、16ページを見ていただきますと、真ん中あたりの表の「近所に子育てサロンなど親子が集まれる場所があるか」で、2歳、5歳のところで、「ある」と答えている方が多いです。あるということは知っておられるということですが、「その場所に行きやすいか」となると「行きにくい」という方が4割です。なぜ行きにくいのかというと、一番大きいのは「時間がない」です。ソフト面での色々なサービスが嫌だというよりも、時間がない、あるいは、交通手段がないということです。特に、2歳、5歳の時間の確保がかなり重要になってくると思います。そうすると、保育サービスの柔軟な運用、あるいは、ここでは資料の紹介はいたしませんけれども、病院に連れていくときの受診抑制の問題もそのことがどうも関わっているようであります。

ニーズが高い層ほど孤立しやすいことと、一方で、サービスがなかなか利用しにくいときに、お金の問題と時間の問題、アクセシビリティの問題をどう考えるかということをご各施策で見直していく観点が必要ではないかが議論の一つとして出ました。

ほかにも色々な議論が出ましたが、時間がないので、ここで一旦終わりたいと思います。

今出た議論との関係でご紹介いたしました。

○金子会長 貴重なご意見、ご説明であったと思います。

行政だけではなかなか十分ではないと最初に申し上げましたとおり、家族のあり方や働き方、その裏返しの休日の過ごし方、全てがこの問題に関わっておりますので、これはこれで非常に大事に取り組んでいただきたいということでございます。

それでは、もう少し案件がございますので、とりあえず、(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画はこれで終わりたいと思います。

事務局の説明も踏まえて、たくさんのご意見をいただきましたが、このような方向でご理解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、議事(7)札幌市子ども・子育て会議の所掌事務の追加についてご説明をいただきます。

○事務局(伊藤保育推進担当課長) 保育推進担当課長の伊藤でございます。資料6によりまして、子ども・子育て会議の所掌事務の追加についてご説明させていただきます。

現在、指定都市における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園につきましては、都道府県が認定いたしまして、指定都市が利用定員を設定するように事務・権限が分かれておりましたけれども、法改正がございまして、平成30年4月から事務・権限が都道府

県から指定都市に移譲されることになりました。

現在、幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業の認可をしようとするときには、合議制の機関に意見を聞くことと法律に規定されていることから、認可・確認部会におきまして審議をお願いしているところでございます。一方、このたび新たに札幌市において認定等の事務を行うこととなりました幼保連携型認定こども園以外の認定こども園につきましては、認定に関しては合議制の機関の意見を聞くことという法律上の規定はございません。しかしながら、適正な事業者を認定していくためにも、幼保連携型認定こども園等と同様に、子ども・子育て会議のご意見をいただくことが適切ではないかと考えております。

また、認定の前提として、市条例により定める認定基準につきましても、他の教育・保育施設同様、子ども・子育て会議におきましてご審議いただきたいと考えております。

このため、子ども・子育ての会議の所掌事務を追加したいというのが資料6の1に記載した提案内容でございます。

続きまして、下に参りまして、審議方法でございます。

これまでも認可等の基準案につきまして審議を行っており、現在、利用定員の設定、認可に関して審議を行っていただいております認可・確認部会におきまして審議を行っていただきたいと考えてございます。

認定基準につきましては、部会で審議を行った上で、子ども・子育て会議に報告し、決議いただきたいと考えてございます。

認定につきましては、認定基準に基づき、市が審査した内容が公正であるか、あるいは、妥当であるかという観点から審議をいただきまして、部会の決議を子ども・子育て会議の決議としたいと考えております。

最後に、想定されるスケジュールでございますけれども、まず、子ども・子育て会議の権限といたしまして、以上所掌事務を追加するために、子ども・子育て会議条例を改正いたします。条例の改正につきましては、10月ごろの第3回定例市議会におきまして、その議決を目指しております。

次に、所掌事務が追加されましたら、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する基準を定めるために、部会におきましてこの基準についてご審議をいただいた上で、子ども・子育て会議において決議をいただきたいと考えてございます。

この認定基準につきましても、条例で定めることとなりますので、平成30年第1回定例市議会での議決を目指すこととなりますので、11月ごろまでに基準案をご決議いただきたいと考えているところでございます。

子ども・子育て会議の所掌事務の追加についての説明は以上でございます

○金子会長 認定こども園というこれからの一つの方向である業務についてもここでやるという趣旨でございました。

いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 追加についてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、事務局のご説明どおりにさせていただきます。

どうもありがとうございます。

6. 報 告

○金子会長 これで、議事は終わりましたが、あと二つ報告がございます。

一つは、札幌市ひとり親家庭等自立促進計画の策定についてでございます。説明をお願いいたします。

○事務局（北川子育て支援課長） 私から、資料7の札幌市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について、関連性がございますので、ご報告をさせていただきます。

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定いたしますひとり親家庭等の総合的な支援計画となっております。現行計画でございます第3次の計画の計画期間が今年度末をもって終了となりますことから、平成30年度以降の5カ年の計画を策定するものでございます。

3の策定までの流れにございますけれども、札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会を設置いたしまして、8月1日第1回の会議を開催したところでございます。現在は、札幌市内のひとり親家庭等へのアンケート調査を実施しているところでありまして、庁内会議やパブリックコメント等を経まして、年度内に策定する予定としております。

資料7につきましては以上でございます。

○金子会長 これは一応報告でございますが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○松本副会長 1点、意見を述べます。

この計画と、先ほど申し上げました(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画は深く連動すると思うわけです。ただ、(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画の審議ではこういう調査をすることすら全く報告されていません。それで、こちらの計画のときに子どもの貧困対策の調査がどんなふうにかされるか、調査は既に始まっているようですけれども、調査表の内容をどういうふうにかリンクさせていくのか、そういう検討はなされたのかどうか。なされていないとしたら、それは今後きちんとリンクしていかないとまずかろうと思います。担当部署が違うので、それぞれやりますではまずかろうと思います。

同じように、今週の火曜日に就学援助の基準の審議会が終了して水曜日の道新に出ていると思いますが、我々は水曜日の道新の記事でそれを知りました。例えば、就学援助の基準がどうなるかは、貧困の話ととても深く関わる大変重要な、中心的なテーマの一つだと思いますけれども、全く連動がないです。それで、今後の進め方についてご考慮いただきたいと思います。

子どもの貧困対策を立てるということは、そういうことをきちんとつないでいく体制を

市でつくることだと思っておりますので、現状は現状として今後その点については、ぜひ市の中で体制づくりを検討いただければと思います。

以上であります。

○金子会長 全く同感でございますので、今、松本副会長がおっしゃったことは、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというお願いでございます。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、報告の2番目の各部会の決議状況についてご説明をいただきます。

○事務局(伊藤保育推進担当課長) それでは、資料8に基づきまして、認可・確認部会の決議状況についてご説明をさせていただきます。

平成28年度以降に開催いたしました認可・確認部会の決議状況をご報告いたします。

表に記載しておりますけれども、平成28年度中に2回、今年度になってからは現在まで3回の認可・確認部会を開催しているところでございます。

一番最近では、つい一昨日に開催いたしまして、先ほどご報告いたしました札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直し案についてご審議をいただいたところであります。

決議状況でございますけれども、主に教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員の設定、幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業の認可等に関する計画について審議をいただきまして、表の記載のとおり承認をいただいたところでございます。

また、平成29年になってからは事業計画の見直しについて審議をいただいております。個別の論点につきましては、決議といった性質ではございませんけれども、非常に多くのご意見をいただきまして、事業計画の見直しを進めてまいったところでございます。

認可・確認部会の決議状況についての説明は以上でございます。

○金子会長 よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、もう一つでございます。

○事務局(岸相談判定一課長) 資料9の里親の認定及び2カ月を超える一時保護等について、児童相談所の相談判定一課長の岸からご説明いたします。

まず、1の児童福祉部会については、前回の会議以降、3月2日に里親の新規認定に伴う14組についてご審議いただきました。その結果、14組全てが承認されたところです。

また、8月29日に、里親の新規認定に伴う21組について審議いただきました。その結果、20組が承認されたところです。

また、2の処遇部会につきましては、前回の会議以降、平成28年度は1回、29年度は、裏面にわたりまして、4回開催されております。

資料に記載のとおり、一時保護が2カ月を超える児童の一時保護継続の可否等について、委員の皆様にご意見をいただき、一時保護の継続が必要などのご判断をいただいたところです。

資料9につきましては以上でございます。

○金子会長 それでは、今ご説明いただいたことについて、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、札幌市子ども・子育て支援事業計画の会議を取りまとめられた品川委員からご説明が何かございましたらお願いいたします。

○品川委員 認可・確認部会でも、先ほど事務局から説明があったように、これまで大きく四つの論点について、部会を開催してまいりました。

その中でも、これだけ最初の議論で保育ニーズの増大にどう対応していくか、どうしても認可・確認部会は見ても認可していくのが主な仕事になるわけですがけれども、それと同時に、この施設を認可してよいかどうか、保育の質はどうかということが毎回大変重い議論になって、それを議論しながらやってきたところです。

こうして認可してきて、地域型保育では44件という話が先ほどありましたけれども、その中で施設はできてもそれを支えてくれる保育士が確保できなければ、やはりお子さんをお預かりすることができないので、それは大変大きい、早急に対応しなければならない課題だろうという話が出てまいりました。

その中では、これを市だけが責任を負うのではなくて、市と保育所や幼稚園等の関係団体、それから、養成校と連携しながら対応して、より効果が出るような方向を見出していくのがよいのではないかという話も出てまいりました。それと関連しますけれども、保育の質を確保するためにも、やはり三者が協力し合っただけでいけるような方向性を見出していくことが一昨日の部会でも出ました。

それから、部会の最後で議論があったのですが、やはりこれだけ保育サービスが足りないでどんどん確保していくけれども、一体子どもと親が向き合う時間の保証はどこにあるのだろうかということで、先ほど水戸委員からも話がありましたが、これは市だけでできることではないですから、国や企業等の協力を得て、子育てしている人が子どもと関わる時間をいかに確保できるか、必要なニーズの確保は大前提として働き方、親子で関わる時間をどうとっていくかは、子どもの健やかな成長にとってとても大切な問題だろうということも、認可・確認部会に出ていましたので、一言ご報告したいと思います。

○金子会長 貴重なご意見でございます。

それで、一応これで盛りだくさんな議事と報告の案件が終わりました。

全体としてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○北川委員 先ほどの子どもの貧困のことは、本当に素晴らしい計画ができたと思います。その中で、私どもの放課後デイサービスにも不登校の子どもがたくさん来ています。ご家族のお話を聞くと、シングルマザーだったり、知的障がいのお母様だったり、貧困の問題と本当に密接しています。このことに関して、先ほど松本副会長もおっしゃっていましたがけれども、横断的に障がい分野とも連動しながらやっていただきたいと思います。

それから、これは私の意見ですけれども、どう連携していくかで、縦横連携も必要だと思うのです。そのときに少し見えるようなポンチ絵みたいな形で示していただくと、どこにどう相談して、どことどう繋がっていけばいいのかがわかりやすくなると思いますので、ぜひお願いいたします。

以上です。

○金子会長 縦横連携というのは大変貴重なご提言だと思います。

その縦横連携の一つとして、松本副会長と私、梶井副会長で、11月にオレンジリボン、児童虐待の問題について、札幌市と一緒にシンポジウムを予定しております。それは、資料3-2の新・さっぽろ子ども未来プランの個別事業の実施状況の中の19ページから21ページに関わる児童虐待に関する、子どもの権利を侵すという意味での児童虐待に関するシンポジウムを予定しております。

委員の方々は、ご協力をよろしくお願ひしたいと最後に申し上げて、本日の議事進行を終わらせていただきます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願ひします。

7. 閉 会

○事務局（徳永子ども企画課長） 大変熱心なご審議をどうもありがとうございました。

それでは、これで、本日の子ども・子育て会議を終了させていただきたいと思います。

次回の会議につきましては、平成30年1月ごろを予定しておりますが、詳細な日程等は、別途、事務局よりご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上